

第1回 配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会 議事次第

〔日時：令和6年2月20日（火）14:00～〕
〔場所：農林水産省畜産局第1会議室〕

1 開 会

2 議 事

- （1）配合飼料価格安定制度の概要と今般の飼料価格高騰への対応
- （2）その他

3 閉 会

配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会（第1回）

配付資料一覧

資料1 設置要領

資料2 配合飼料価格安定制度の概要と今般の飼料価格高騰への対応

「配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会」の設置について

1 趣旨・目的

配合飼料価格安定制度（以下、「制度」という。）は、配合飼料価格の急激な上昇が畜産経営に及ぼす影響の激変を緩和することを目的とするものであり、民間及び国の負担により生産者に補填金を交付し、その機能を果たしてきた。

他方、令和３年からの輸入原料価格の高騰に伴う配合飼料価格の急激な上昇は長期間にわたったため、巨額の財源負担が生じ、制度の持続可能性が懸念される事態に至っている。

このため、基金関係団体が参画する「配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を設置し、令和３年からの配合飼料価格の急激な上昇に際して講じた措置を検証するとともに、制度が本来の機能を果たしつつ、より持続可能性の高いものとなり、もって我が国畜産経営の安定が図られるよう、そのあり方について検討することとする。

2 検討・実施内容

- （１）令和３年以降の配合飼料価格の急激な上昇に際して講じた措置の検証
- （２）制度に関する基金団体及び畜産関係団体からの意見聴取
- （３）より持続可能性の高い制度のあり方に関する検討

3 検討会の情報の取扱い

- （１）検討会は非公開とする。
- （２）検討会における資料及び議事要旨については、検討会の出席者の事前了解を得た上で、検討会の終了後に農林水産省ホームページに掲載する。

4 体制

- （１）検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- （２）検討会は、制度に関する意見を聴取するため、畜産生産者団体をはじめとする関係者の出席を求めることができる。
- （３）検討会の事務局は、農林水産省畜産局飼料課が行う。

配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会構成員

(一社) 全国配合飼料供給安定基金 (全農基金)

(一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金 (畜産基金)

(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金 (商系基金)

(公社) 配合飼料供給安定機構

(協同) 日本飼料工業会

全国農業協同組合連合会

全国酪農業協同組合連合会

日本養鶏農業協同組合連合会

全国畜産農業協同組合連合会

全国開拓農業協同組合連合会

農林水産省畜産局飼料課

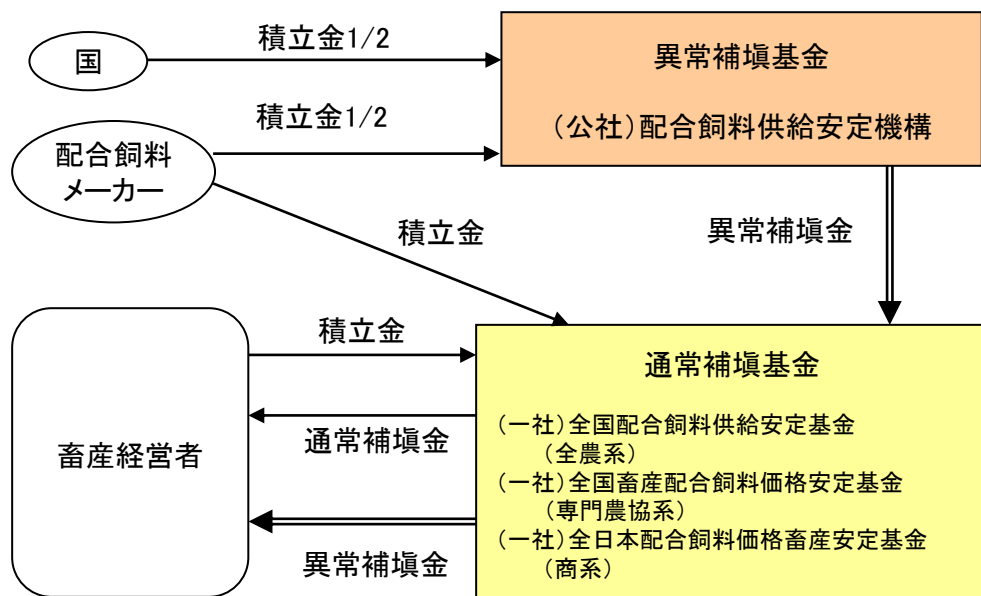
配合飼料価格安定制度の概要と 今般の飼料価格高騰への対応

令和 6 年 2 月
農 林 水 産 省

配合飼料価格安定制度の概要①(制度概要)

- 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、
 - ① 民間(生産者と配合飼料メーカー等)の積立てによる「通常補填」と、
 - ② 異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」(国と配合飼料メーカーが積立て)の二段階の仕組みにより、生産者に対して、補填を実施。
- 生産者や配合飼料メーカー等が負担する積立金は、税制上の特例により損金に算入することが可能。これにより基金財源の円滑な造成を促進。

○ 制度の基本的な仕組み



○ 発動条件等

<u>異常補填基金</u> (国とメーカーが 1/2ずつ拠出)	当該四半期の輸入原料価格が、 直前1か年(直前4四半期)の平均と比べ 115%を超えた場合
<u>通常補填基金</u> (生産者と 飼料メーカーが拠出)	当該四半期の輸入原料価格が、 直前1か年(直前4四半期)の平均を 上回った場合

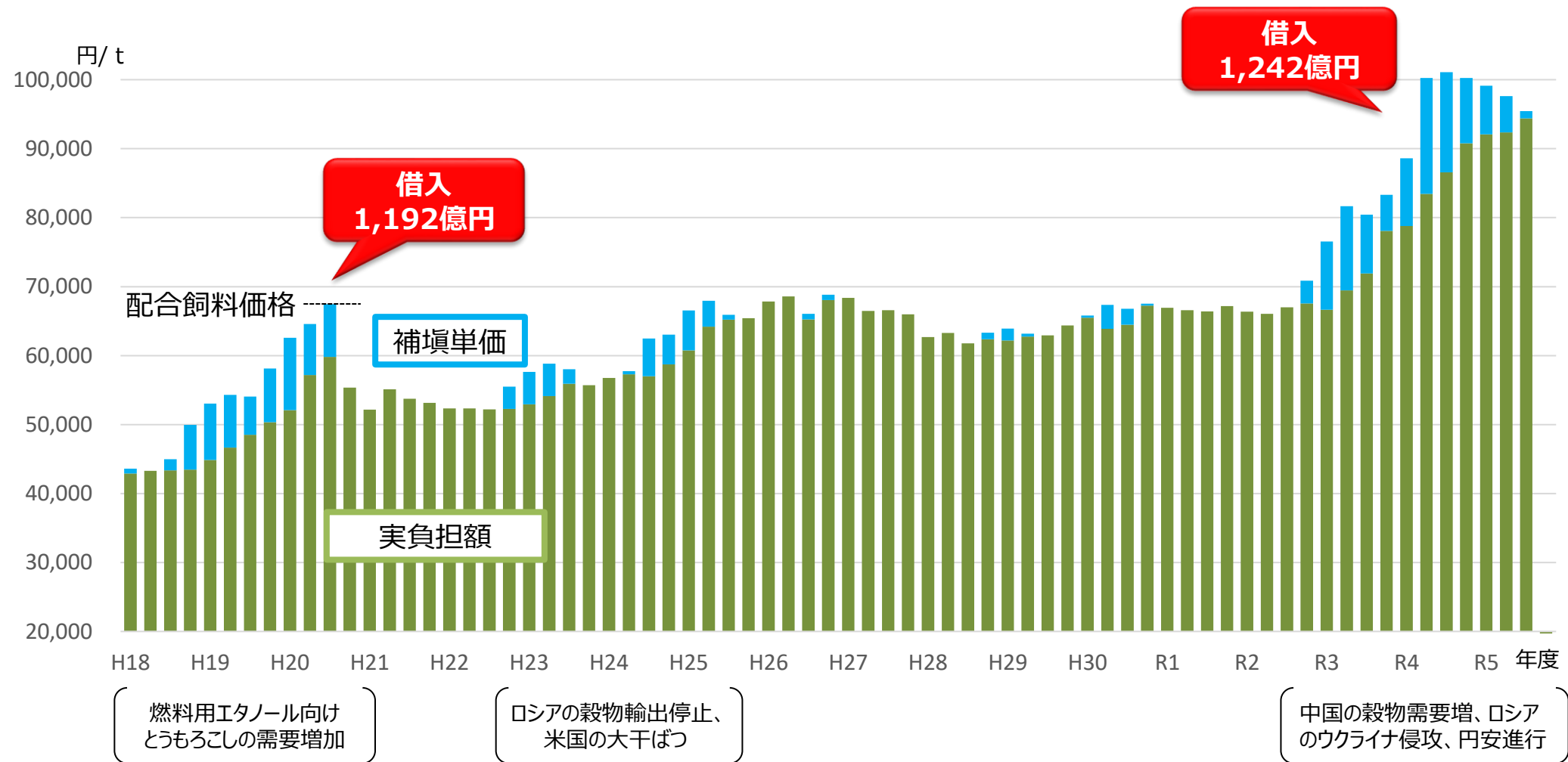
配合飼料価格安定制度の概要②(制度の沿革)

- 昭和30年代後半以降、我が国畜産の発展に伴い、輸入飼料穀物をベースとした配合飼料の供給が増加。
- 昭和43年に民間基金として全農基金と乳配基金(専門農協系基金の前身)が設立され、現在の通常補填が創設された。
- 昭和50年に異常補填の実施主体として現在の配合飼料供給安定機構が設立。飼料穀物価格の急騰時には国も参加する仕組みとして異常補填制度が創設された。
- その後、幾度かの見直しが行われつつも、二段階の仕組みで生産者に補填を行う制度の根幹は維持。

年	配合飼料価格安定制度の沿革	背景
昭和43年	・ 民間基金として全国配合飼料供給安定基金(全農系)、全国乳牛配合飼料価格安定基金(専門農協系の基金の前身)が設立 ・ <u>配合飼料価格安定制度(通常補填)の創設</u>	海上運賃の上昇、米国内の干ばつ等による配合飼料価格の連続値上げ
昭和48年	民間基金として全日本配合飼料価格安定基金(商系)が設立	主産国の不作、旧ソ連の穀物大量買付け等による国際穀物需給の混乱・不安定化
昭和50年	・ 配合飼料供給安定機構が設立 ・ <u>異常補填制度(国：民間＝1：1の基金)の創設</u> ※輸入原料価格が直前1年間の平均115%を上回る場合において発動	
平成11年	制度の見直し ・ 異常補填において、輸入原料価格を3品目から6品目に変更 ・ 通常補填において、補填基準を前年度第4四半期の配合飼料価格から直前1年間の平均配合飼料価格に変更	麦制度におけるSBS方式の導入 等
平成26年	制度の見直し ・ 通常補填しか発動しない場合に、異常補填が発動しやすくなるよう、発動基準の特例を新設 ・ 通常補填において、配合飼料価格から輸入原料価格に指標を変更	輸入原料価格の上昇、高止まりに伴う配合飼料価格の高止まり
令和5年	制度の見直し ・ 算定期間を直近2年半平均に延長する緊急補填(新たな特例)を措置	ロシアのウクライナ侵攻、円安等により配合飼料価格が高騰

配合飼料価格安定制度の効果(配合飼料価格及び補填の推移)

- 補填財源を造成するため、各基金において積立てが行われ、飼料価格高騰時には補填が発動して、配合飼料価格の上昇が畜産経営に与える影響を緩和。
- しかしながら、積立てによってもなお補填財源が不足する場合には、借入により財源を捻出。



注：配合飼料価格は（公社）配合飼料供給安定機構「飼料月報」の工場渡し価格（全畜種平均）の四半期平均値。補填額には、通常・異常・緊急補填のほか、国費及びALICによる特別対策を含む。

今般の飼料価格高騰への対応①(補填の状況)

- ロシアによるウクライナ侵攻や円安等により、配合飼料価格が高騰。3年間にわたり、5,700億円を超える補填が発動。
- 価格高騰が急激かつ長期間にわたったため、補正予算や予備費により、2,100億円を超える国費を措置。
これは納税者1人あたり約5千円の負担に相当。(国税庁「令和4年分民間給与実態統計調査」を基に試算)
- 民間負担分の補填財源も枯渇し、市中銀行等から1,200億円余の借入れを行っており、令和13年度までかけて返済する計画。
なお、この借入れに対して国費で利子補給を措置(現状で総額69億円程度)。
- このように、本制度は民間、国ともに巨額の財源負担を要する場合があります、その持続可能性に懸念。

【令和2年度第4四半期以降における 補填総額と民間・国別の負担額】

令和6年2月時点

補填の種類	民間負担額	国費負担額	計
通常・ 異常補填	3,139億円	993億円	4,132億円
緊急補填	441億円	294億円	734億円
特別対策 ^(※2)	－	854億円	854億円
計	3,580億円	2,141億円	5,721億円

【借入れの状況と返済計画等】

令和6年2月時点

	借入額	返済期間	利子補給額 (推計※)
通常補填	428億円	5年間 (R5～R10年度)	24億円
異常補填	674億円	10年間 (R4～R13年度)	36億円
緊急補填	141億円	5年間 (R6～R11年度)	10億円
総額	1,242億円	－	69億円

※1 令和2年度第4四半期から令和5年度第3四半期までの補填総額。

※2 配合飼料価格高騰緊急対策事業(令和4年度第3四半期及び第4四半期)の執行額。

※ 返済期間中の金利が借入れ時から変動しないものと仮定し、完済までに必要となる利子補給総額を記載。

今般の飼料価格高騰への対応②(畜種別の補填額と経営への効果)

- 配合飼料価格安定制度では、畜種ごとの畜産物の市況や経営状況に関わらず、配合飼料の購入量等に応じて全畜種一律に補填される。
- 今般の飼料価格高騰において行われた補填(令和2年度第4四半期～令和5年度第3四半期)の1戸あたりの平均補填額は、乳牛や肉用牛が少なく、肉豚や鶏の経営で多い。

畜種	配合飼料 製造量割合	畜種ごとの 補填額（推計）	1戸あたり補填額 （推計）		（参考）経営安定対策による 補填額等（令和４年度）
				うち国費	
乳牛	13%	760億円	603万円	226万円	加工原料乳生産者補給金制度：約374億円 加工原料乳生産者経営安定対策事業：約79億円 収入保険加入可（加工原料乳生産者経営安定対策との選択制。）
肉用牛	20%	1,150億円	298万円	111万円	肉用牛肥育経営安定交付金制度：約229億円 肉用子牛生産者補給金制度：約21億円
	うち 繁殖経営	3%	170億円	50万円	
肉豚	24%	1,360億円	4,036万円	1,510万円	肉豚経営安定交付金制度：発動なし
採卵鶏	27%	1,520億円	8,636万円	3,232万円	鶏卵生産者経営安定対策事業：発動なし
肉用鶏	16%	930億円	4,429万円	1,657万円	収入保険加入可

出典：(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」、農林水産省「畜産統計」

※1 畜種ごとの補填額は令和2年度第4四半期から令和5年度第3四半期までの総額5,721億円を畜種ごとの配合飼料製造割合(令和4年度)で按分して推計。
ただし、繁殖経営の割合は飼料課推計。

※2 1戸あたり補填額は、畜種ごとの補填額(推計)を畜産統計による戸数(令和5年2月時点)で按分して推計。

畜産農家の配合飼料購入価格

- 肉豚や鶏では、大量に購入・輸送しているケースが多い。一方、乳牛や肉牛で多く見られる家族経営では配合飼料の使用量が少なく、小口で購入しているケースも多いとみられる。
- また、同一畜種間においても、購入量や価格交渉の結果により、配合飼料の購入価格に大きな差。

畜種	購入価格（令和5年3月、農家聞き取り、輸送費込み） [最小価格～最大価格]
乳牛	68,050～106,050 円/トン
肉牛肥育	65,230～ 96,680 円/トン
肉牛繁殖	78,200～106,710 円/トン
肉豚肥育	50,160～105,559 円/トン
採卵鶏	60,500～103,290 円/トン
肉用鶏	42,900～109,958 円/トン

配合飼料価格高騰対策と畜種別の経営安定対策

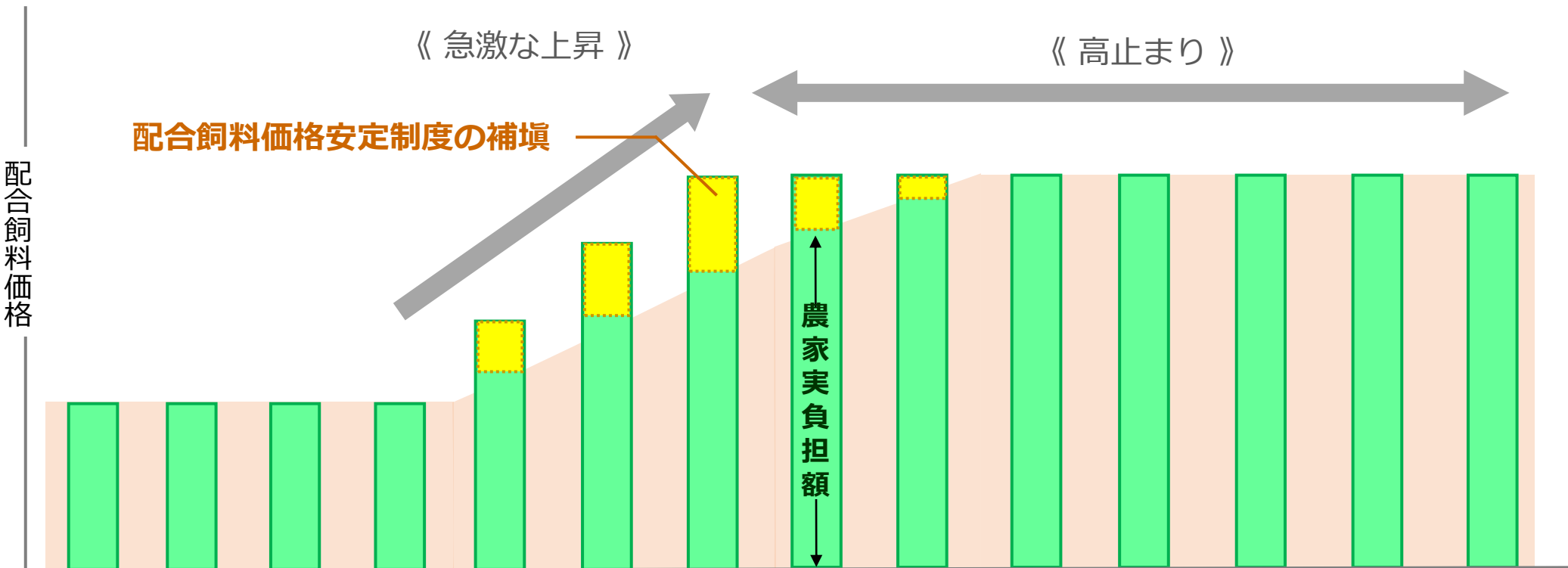
- 本制度は、配合飼料価格高騰時の激変緩和対策であり、飼料価格が高い状況に対して永続的に補填し続けることを意図した制度ではない。
- また、輸入原料価格によって補填単価を算出する生産資材対策であるため、畜種ごとの経営状況に応じた支援とはならない。
- 基本的には畜産物の販売により賄いつつ、恒常的なコストの増加や価格の低落は畜種別の経営安定対策等により支援。

	対象	負担割合	発動条件等	補填割合等
配合飼料 価格安定制度	配合飼料 (全畜種)	【異常補填】 国：メーカー＝１：１ 【通常補填】 生産者：メーカー＝１：２	直近１年の平均輸入原料価格を四半期ごとの平均輸入原料価格が上回った場合等	上回った分全額
牛・豚 マルキン	肉用牛・肉豚	国：生産者＝３：１	標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合	差額の９割
肉用子牛生産 者補給金制度	肉用子牛	【①保証基準価格を下回る部分】 全額国費 【②合理化目標価格を下回る部分】 国：都道府県：生産者＝２：１：１	平均売買価格が保証基準価格等を下回った場合	①差額の１０割 ②差額の９割
加工原料乳 生産者補給金	加工原料乳 (乳牛)	全額国費	特になし (ただし、毎年度、生乳の年間販売計画の提出、年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引の要件を満たす必要)	定額
加工原料乳 生産者経営 安定対策事業	加工原料乳 (乳牛)	国：生産者＝３：１	加工原料乳の取引価格が補填基準価格（過去３年間の取引価格の平均）を下回った場合	低落分の８割
鶏卵生産者 経営安定対策	鶏卵 (採卵鶏)	【①補填基準価格を下回る場合】 国：生産者＝１：５ 【②安定基準価格を下回る場合】 国：生産者＝３：１	鶏卵価格が補填基準価格等を下回った場合	①差額の９割(円/kg) ②定額（需給改善の取組を行う場合、出荷羽数に応じて支援）
収入保険制度	収入 (乳牛 ^(※) ・ 肉用鶏)	【保険料】 国：生産者＝１：１ 【積立金】 国：生産者＝３：１	保険期間の収入が基準収入の９割（５年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合	下回った額の９割 (上限)

※ 乳牛の場合、加工原料乳生産者経営安定対策との選択制。

経営安定対策との関係(イメージ)

- 配合飼料価格が急激に上昇した場合には、畜産物の販売価格への反映や飼養方法の変更・工夫を直ちに行うことは困難なため、配合飼料価格安定制度の補填により激変緩和。
- 配合飼料価格が高い状況が続いた場合には、本制度による補填がなくなり、各種の経営安定対策等に対応。



経営安定対策では、制度による補填を除いた、農家実負担額（）で配合飼料費を計算

配合飼料価格安定制度に対する主な意見

- 本制度に対し、生産者からは更なる補填を求める声や、廃業する生産者の借入金も継続する者が負うことへの懸念の声、飼料メーカーからは財源の範囲内での補填や基金の裁量を求める声、有識者からは国の財政負担が続くことへの懸念の声など、様々な意見がある。

【生産者・生産者団体】

- 価格転嫁できない部分を配合飼料価格安定制度等で吸収しているのが現状であり、今後も制度を継続していただきたい。
- 配合飼料価格安定制度により危機を乗り越えてきた。生産現場からはこの制度を評価する声も多くあり、必要な制度。
- より補填が出るような仕組みとなる制度にしてほしい。
- 廃業する生産者の分まで、継続する者が借入金を返済していくことになり、今後の経営に大きな負の影響。
- 豚はマルキンと飼料基金を一本の制度にできないか。
- 補填の発動基準を畜種ごとに設定することや畜種別による基金の運用ができないか。

【飼料メーカー】

- 財源が枯渇した時に借金をしてまで補填するのではなく、財源の範囲内で補填するような仕組みにしてほしい。
- 借入れの是非も含めて、基金に裁量を持たせる仕組みにしてほしい。
- 飼料価格高騰への支援とマルキン等の経営安定対策のあり方、民間と政府の補完のあり方等、複雑かつ多岐に渡る課題がある。
- 配合飼料価格安定制度は大部分が民間負担であり、飼料メーカーも緩衝材にはなっているものの、最終的に飼料価格に織り込むこととなる。
- 国と生産者が財源を積み立てる方式に移行してほしい。

【有識者】

- 財政との関係から見ると、今般の配合飼料高に対する短期的な支援策は必要だが、短期で終わらない事象については、中長期的に考えていく必要がある。
- 変化が持続すれば国費が投入され続けてしまうため、業界のほか国民を含めた全体の納得感が得られなければならない。